

見本

太線内をもらなく記入・捺印してください。

但し、①～③は該当する箇所のみご記入ください。

被保険者
被扶養者

療養費支給申請書

<添付書類>

- 治療用装具(コルセット)費用請求のとき
・装具の装着を認めた医師の「証明書」 ・治療用装具の「領収書」 ・「装具の写真(別紙参照)」
- 小児弱視の治療で眼鏡やコンタクトを作成したとき
・治療用眼鏡を購入した際の領収書 ・医師の作成指示などの写し ・患者の検査結果
- 健康保険証なしに病院等で治療を受けたとき
・「領収書」 ・「診療報酬明細書」

被 保 険 者 (請 求 者) が 記 入 す る 欄	被保険者証 の記号番号	記号 — 番号	被保険者 の氏名	被保険者氏名	事業所 の名称	株式会社 ○○○
	被保険者の 住所	連絡が取れる住所・TEL				
	第三者行為によるものですか?	該当する方に○をつけ、下へ記入してください。				
	①治療用装具(コルセット)費用請求または小児弱視の治療で眼鏡やコンタクトを作成したとき					
	[Blank area for entry]					
	②やむをえない理由により健康保険証なしに病院等で治療を受けたとき					
	[Blank area for entry]					
	③傷病が第三者による場合					
	[Blank area for entry]					
	上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 被保険者(請求者)氏名 _____ ㊟ マキタ健康保険組合理事長殿					
委任状	私は上記給付金の受領を下記の者に委任します。 令和 年 月 日 被保険者(請求者)氏名 _____ ㊟					
受任者	[Blank area for entry]					

忘れずに記入・捺印
してください!

記入・捺印漏れのないよう確認後、
事業主またはマキタ健保組合へ
提出してください。

〒446-8502
安城市住吉町3丁目11番8号
マキタ健康保険組合
TEL 0566-97-1715


治療用装具を申請するときにご注意いただきたいこと！

健康保険では、やむを得ない事情により保険医療機関で保険診療を受けることができず自費で受診したときなど、特別な場合に限りその費用について療養費という給付金が支給されます。


療養のため医師の指示により装具（義手・義足・義眼・コルセット等）を装着したときも、この療養費の支給申請が行えますが、健康保険組合にて申請の装具が**健康保険適用となる「治療用装具」**であるかどうかの審査を行います。

審査により適合しない部分については、療養費の全部または一部が支給されないことがありますのでご注意ください。

保険適用となる「治療用装具」ってどんなもの？

保険適用 	● 治療上必要不可欠な装具であり、医師の指示のもと作製された装具であること。
	● 原因疾患の患部に直接作用し、原因疾患を解消させる目的 であること。
	● 装具作製後、装着について保険医の確認と、その後の継続的で効果検証がされていること。
	● 症状固定前であること。

このような装具は健康保険では治療用と認められません！

保険適用外 	● 日常生活の向上や改善が目的で、常に着用し半永続的に使用する装具
	● 原因疾患の解消目的でなく、症状としての痛みの緩和（除痛）を目的とした装具
	● 手術や処置によって解消状態にある原因疾患の再発予防を目的とした装具
	● スポーツの際に装着し、患部の保護を目的とした装具
	● リハビリ目的や症状固定後に装着した装具
	● 美容目的の装具

症状固定後に装着する装具や日常生活のために必要な装具は、治療用ではない「日常補装具」となるため、健康保険は適用となりません。市区町村の福祉制度の対象となる場合がありますので、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

医師の指示で装具業者が作製・装着した装具であっても、
健康保険適用とならない場合があります。

近頃、治療用装具でない不適切な申請事例が相次ぎ報告されていることから、国は健康保険組合に対し治療用装具の審査強化を要請しており、当健康保険組合でも治療用装具の審査強化に努めております。

これに伴い審査に時間を要することもあります。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

不適切な申請事例

- 治療用でない普通のオーダーメイドの靴が、治療用装具として申請された。
- 実際の装具にはついていない部品が、請求内容に含まれていた。
- 治療用ではなく、日常に使用することを目的として作製された装具であった

治療用装具の写真提供のお願い

療養費申請者 様

マキタ健康保険組合

平素より、当健康保険組合の事業運営に多大なるご理解・ご協力を賜り誠に有難うございます。

近年、治療用装具の申請において、実際の装具とは異なる内容の請求書を装具作成業者が発行し不正に請求する事例が発生しており、厚生労働省より療養費等の適正支給についての指導が通達されていることから、当健保組合においても療養費の支給申請をされる申請者に対して適正申請がなされているかの調査を実施しております。この旨、ご理解を頂きお手数をお掛けいたしますが下記要領にて調査にご協力ください。

《 治療用装具申請の適正調査 》

① 調査方法

- ・ 作成した治療用装具の写真を保険組合に送付して頂き、業者請求書に記載の詳細内容と写真との照合をします。

② 写真の送付方法

- ・ デジカメ等にて作成装具を撮影し現像した写真を郵送もしくは社内メール便にて健保組合大竹宛にて送付ください。
- ・ パソコンのインターネット環境のある方は、デジカメの写真データを取り込み E メールに写真を添付して マキタ健保組合 E メールアドレス makitakenpo@mj.makita.co.jp まで送付ください。
- ・ 携帯電話のメールアドレスをお持ちの方は、携帯写真機能で作成装具の写真を撮りアドレスからマキタ健保組合 E メールアドレス (上記アドレス) へ写真を送信していただいても可能です。

※ 加入者の皆様の大切な保険料を適正に使用するための調査へのご協力をお願いいたします。

この件についてのお問い合わせは、マキタ健保組合 大竹 まで

TEL 0566-97-1715 内線 2731